

ガイドライン適合事業所認定の検討経緯 及び制度概要について

一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会

目次

1. はじめに

- これまでの経緯
- ガイドラインの概要
- 「ガイドライン適合事業所認定制度」の趣旨

2. トライアルテストについて

- トライアルテスト参加協力をお願い
- トライアルテスト参加のメリット
- トライアルテスト実施期間等と費用
- トライアルテスト申請書類の例
- トライアルテスト申請要件
- トライアルテスト対象事業所の選定
- トライアルテストの認定までの流れ
- 平成28年度トライアルテストの実績
- トライアルテストWEBサイトのご案内

1. はじめに

これまでの経緯

平成23年
「第9次職業能力開発基本計画」

『ガイドライン』策定

『ガイドライン』周知・普及

- ①民間教育訓練機関へ周知
- ②厚生労働省HPに掲載
- ③講習会開催・個別相談会開催等

平成28年
「第10次職業能力開発基本計画」

『ガイドライン適合事業所認定』
検討中

平成28年度と平成29年度に
トライアルテスト実施

厚生労働省は平成23年度告示の「第9次職業能力開発基本計画」に基づき、公的職業訓練（ハロートレーニング）の大きな担い手である民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスの質の向上を図るため、平成23年に『民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン』（以下、「ガイドライン」という。）を策定。

その後、厚生労働省はガイドラインの周知・普及のため、①都道府県等に対する民間教育訓練機関への周知の依頼、②厚生労働省のホームページ上へのガイドライン掲載、③ガイドラインに関する講習会や個別相談会の開催等を実施。

また、平成28年告示の「第10次職業能力開発基本計画」では、ガイドラインに沿った取組を進める優良訓練機関の認定について明記。

ガイドラインの概要(1)

ガイドラインは以下のもので構成されています。

■ ガイドライン本文

職業訓練サービスと民間教育訓練機関のマネジメントについて、それぞれの質の向上のための具体的な取組を記載

■ 質向上のための取組例

ガイドラインの項目にあわせて、民間教育訓練機関で実際に取り組みられている職業訓練サービスの質の向上のための実践例や更なる質の向上のための参考例を掲載

■ 民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質の向上のための自己診断表

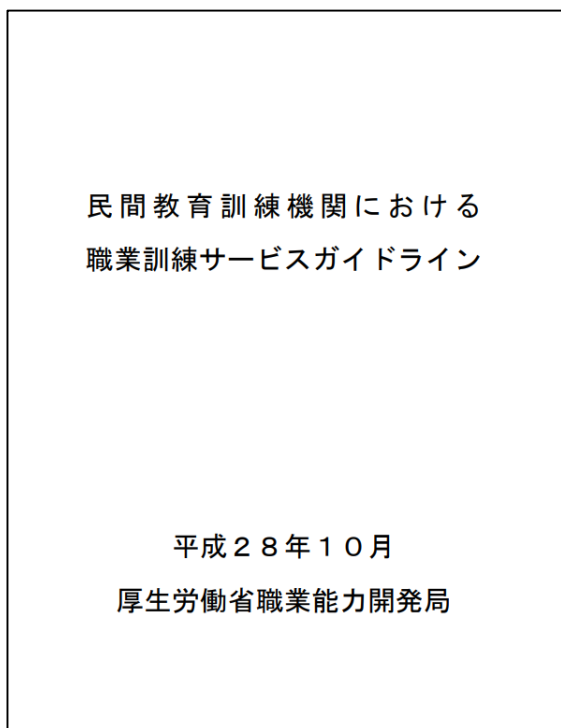
ガイドライン本文の記載事項に対して、各取組の現状を自己診断(確認)するための診断表

※『ガイドライン』は厚生労働省のHPよりダウンロードできます。

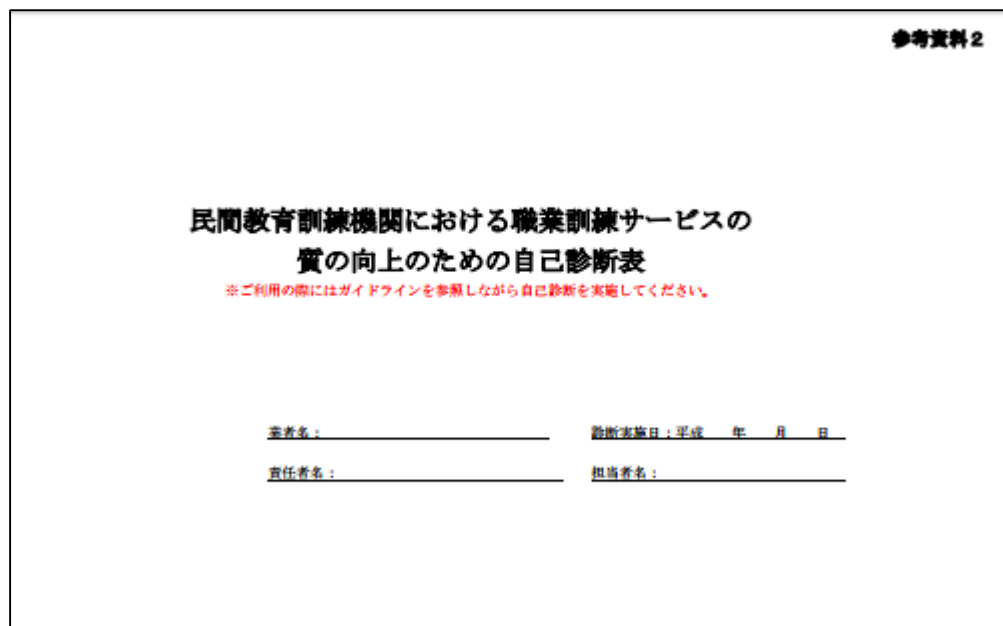
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/minkan_guideline.html)

ガイドラインの概要(2)

- ガイドラインは厚生労働省のHPよりダウンロードできます。
 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/minkan_guideline.html)



ガイドライン本文(全88ページ)



民間教育訓練機関における職業訓練サービスの
質向上のための自己診断表
(ガイドラインに基づく自己診断表)

「ガイドライン適合事業所認定」 制度の趣旨

厚生労働省が定めたガイドラインを積極的に活用し、
公的職業訓練（ハロートレーニング）等※1の質の向上に
取り組む民間教育訓練機関等※2に対して審査を行い、
ガイドラインに対する適合の可否を認定します。

※1 本事業では、委託訓練、求職者支援訓練、教育訓練給付制度による教育訓練を指します。

※2 本事業では、株式会社等の営利法人、職業訓練法人、専修学校・各種学校、大学・短期大学等を指します。

2. トライアルテストについて

トライアルテスト参加協力をお願い

平成28年度及び平成29年度の厚生労働省委託事業において、『公的職業訓練等に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定(仮称)』(以下、「ガイドライン適合事業所認定」という。)の検討を進めており、同認定の試行実施(トライアルテスト)を行います。

トライアルテスト参加のメリット

トライアルテストにおいて認定審査基準に適合していることを証明する認定証を付与します。

なお、本認定証はあくまでもトライアルテストにおける認定審査基準に適合している証明であり、ガイドライン適合事業所認定が本格施行されていない現時点において、認定取得機関の永続的な適合性を証明するものではありません。本認定証を広報等に活用される際は、本事業の趣旨をご理解の上、ご活用くださいますようお願い申し上げます。



平成28年度
トライアルテスト認定証

トライアルテストの実施期間等と費用

トライアルテストの実施期間等

- ◆ 申請書類の受付開始:11月上旬(予定)
- ◆ 申請書類の提出期限:12月20日(水)午後3時
(申請に関する詳細は、トライアルテストWEBサイト(スライド20参照)にて追ってご案内いたします。)
- ◆ 参加申請からトライアルテスト終了までの期間:1カ月半~2カ月程度
- ◆ 審査対象:事業所単位

トライアルテストの費用

トライアルテストに関わる一切の費用は無料です。

トライアルテスト申請書類の例 (参加申請時の必要書類)

- 1 申請書(鑑)
- 2 教育訓練実施体制図(組織図)(機関側様式)
- 3 訓練機関基本情報申請書
- 4 自己診断表(転記用)もしくは既存の自己診断表
- 5 PMS未取得機関 記入用紙
- 6 職業訓練サービスガイドラインに準拠したエビデンス一覧
- 7 内部監査報告書(機関側様式)
- 8 団体保有機材一覧(機関側様式)
- 9 団体保有教室平面図(写)(教室保有機関)
- 10 Pマーク証明書類(写)(取得機関)
- 11 職業紹介事業証明書類(写)(取得機関)
- 12 公的職業訓練申請書類(写)(実施機関)
- 13 上記すべてのPDFを収めたCD-ROM

トライアルテスト申請要件(1)

- 原則①～③の申請要件を全て満たす民間教育訓練機関等にご参加頂けます。

①ガイドラインを用いて、既にサービスの質の向上に取り組んでいる民間教育訓練機関等であること。具体的には、ガイドラインに基づく自己診断表において、自己診断の結果が全て「◎」(できている)であること。ただし、以下の条件を全て満たす場合は、申請可能。

- ✓全ての項目において「△」(課題として理解)の記載がない
- ✓3.1(職業訓練ニーズの明確化)、3.2(職業訓練サービスの設計)、3.5(職業訓練サービスの評価)において「○」(一部できている)が2個以内
- ✓4.1～4.7(民間教育訓練機関のマネジメントシステム)において「○」(一部できている)が3個以内

※協議会での審議により変更される場合があります。

トライアルテスト申請要件(2)

自己診断表の記入例

ガイドライン 参照項番	確認事項	自己診断	対策の 実現性	対策の 結果	手順・ マニュアル	証拠・ 記録	記録文書 等の管理	維持 更新管理	備考・メモ (取り組みが不十分であった点や 今後の対応策についての記載等 自由にお使いください)
			目処						
3-1	職業訓練のニーズ等の明確化 (ガイドライン本文 P10~P14)								
3-1-1 ①	社会背景と動向を把握していますか?	×	△ 未定						不備：全く意識していなかった
3-1-1 ②	企業等のニーズ把握をしていますか?	○	◎ 2012.01			○			対応：企業の担当者と打ち合わせ
3-1-1 ③	受講者のニーズ把握をしていますか?	◎			○	○	○	○	
3-1-2	コース設定に当たり、カリキュラムの品質に関する基本理念、基本方針及び品質目標を踏まえ、①ニーズの考慮、②問題点の把握、③訓練方法及び教材の確認の3点に留意していますか?	○	○ 2012.03						問題点の把握を実施していなかったため、担当者と協議予定

【自己診断】・・・◎：できている ○：一部できている △：課題として理解 ×：課題として認識をしていない -：適用外である

【対策の実現性】・・・◎：容易に実現できる ○：可能である △：困難である -：予測できない

【対策の結果】・・・◎：対応完了 ○：一部対応完了 △：対応不十分 -：未対応

【チェック項目】・・・○：整備できている 未記入：整備できていない -：適用外である。

トライアルテスト申請要件(3)

②独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)の「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」※を受講した人員を有していること。

③現在公的職業訓練(ハロートレーニング)を実施しているか、又は将来実施する計画があること。

※ 同研修の詳細については、JEEDのWebサイト(<http://www.jeed.or.jp/js/training/>)にてご確認ください。

トライアルテスト対象事業所の選定

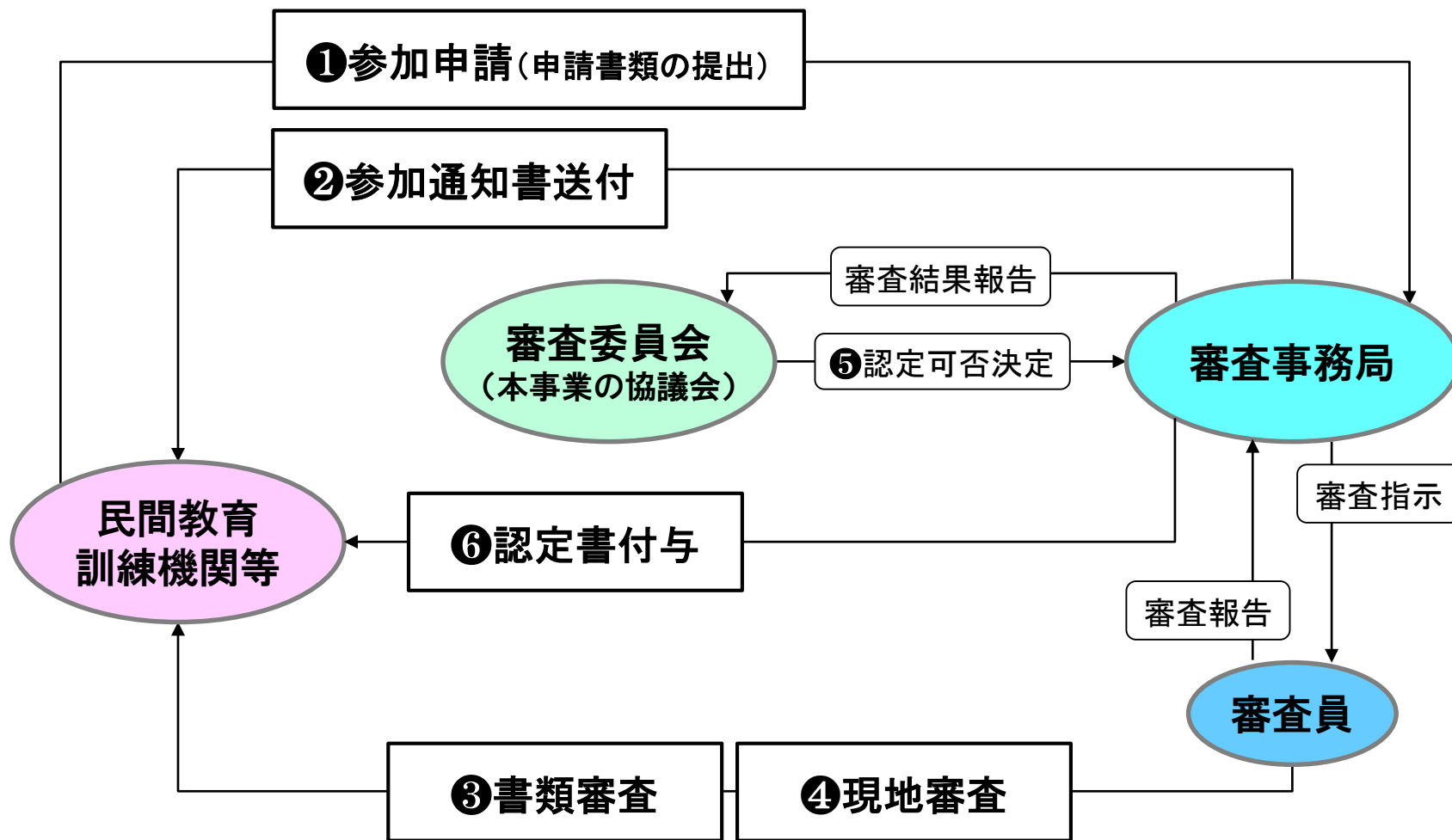
- 先着順ではありません。
- 全国の事業所を対象とします。
- 申請書類を受理した段階で申請要件を満たし、申請書類に不備のない事業所に対して、事業所の地域性、規模などを総合的に勘案し、本事業の協議会にて選定を行います。

トライアルテストの認定までの流れ(1)

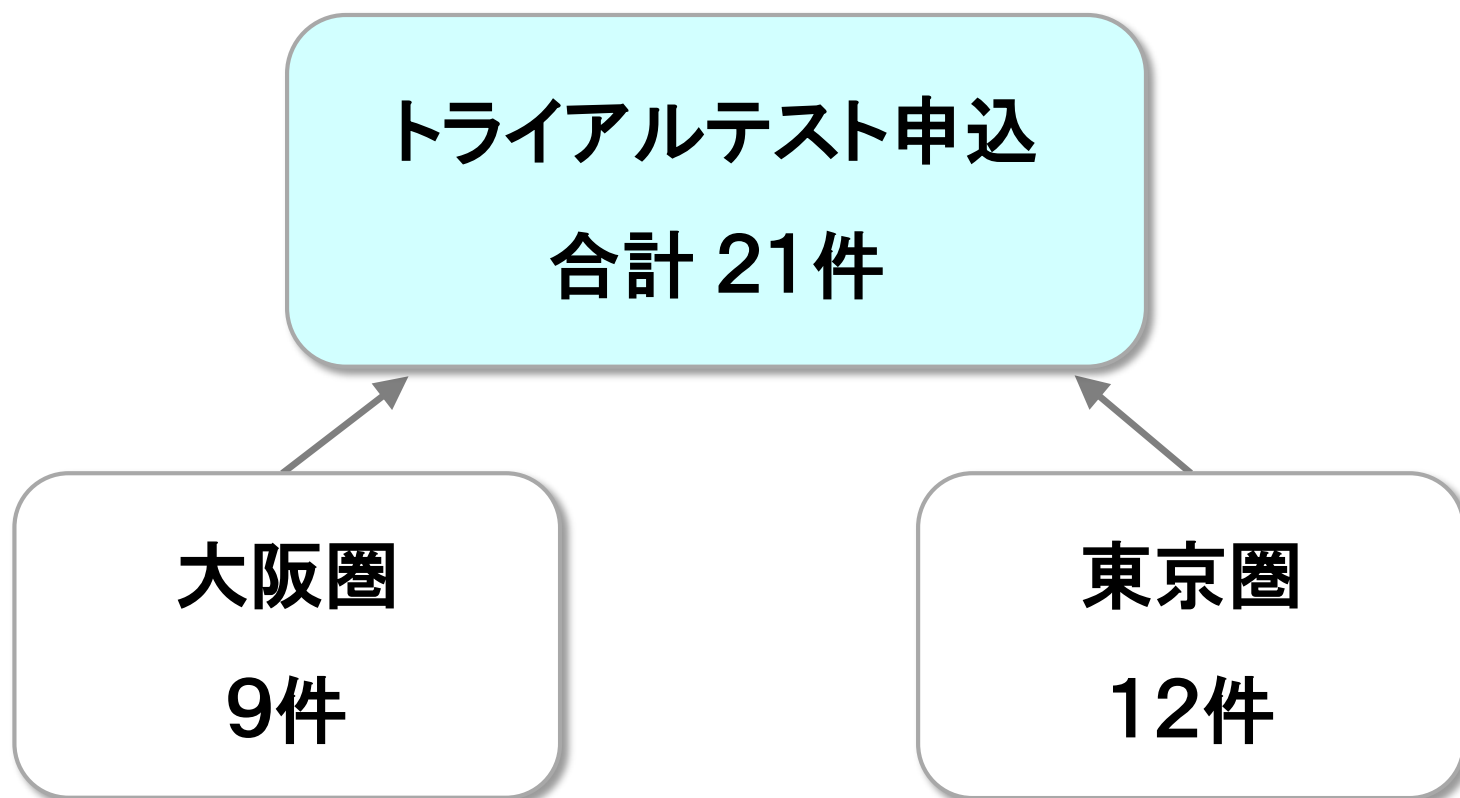
トライアルテストの参加申請から認定までの主な流れは、以下のとおりです。

- ①民間教育訓練機関等は、申請書類を提出し、参加申請を行います。
- ②審査事務局が申請書類を受理した段階で申請要件を満たし、申請書類に不備のない民間教育訓練機関等に対して、当該事業所の地域性、規模などを総合的に勘案し、本事業の協議会にて選定を行います(先着順ではありません)。選定結果については、「トライアルテスト参加通知書」にて通知されます。
- ③トライアルテストへ参加される民間教育訓練機関等は、書類審査(1次審査)を受けます。審査は事業所単位で行われます。
- ④民間教育訓練機関等は、書類審査に合格した後、審査員による現地審査(2次審査)を受けます。
- ⑤審査委員会(本事業の協議会)は、書類審査及び現地審査の結果報告書をもとに、ガイドライン適合事業所認定の認定審査基準に適合しているかどうかの判定を行い最終的な認定の可否を決定します。
- ⑥認定審査基準に適合していると認定された民間教育訓練機関等に対し、ガイドライン適合事業所認定の認定証(トライアルテスト)が付与されます。(自己診断表における自己診断の結果が「◎」(できている)であったとしても、実際の書類審査及び現地審査において認定審査基準を満たしていないと判断された場合は、認定されません。)

トライアルテストの認定までの流れ(2)



平成28年度トライアルテストの実績



トライアルテストWEBサイトのご案内

【厚生労働省平成29年度委託事業】

公的職業訓練等に関する職業訓練サービス ガイドライン適合事業所認定（仮称） 試行実施（トライアルテスト）参加事業所 募集

平成23年12月22日に厚生労働省が民間教育訓練機関の質の保証や向上の取組を支援するために「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン¹」（以下、「ガイドライン」という。）を策定しました。

現在、厚生労働省ではガイドラインに基づいて公的職業訓練（ハロートレーニング）等²の質向上に取り組む民間教育訓練機関等に対して審査を行い、ガイドラインに対する適合の可否を認定する「公的職業訓練等に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定（仮称）」（以下、「ガイドライン適合事業所認定」という。）の検討が進められています。

弊社では厚生労働省委託事業「平成29年度民間教育訓練機関に対する質保証の取組支援の実施事業」（以下、「本事業」という。）を受託し、具体的検討・検証を行うため、同認定試行実施（トライアルテスト）を行うこととなりました。

つきましては、トライアルテストへの参加事業所を募集いたしますので、下記のトライアルテストの詳細をご確認の上、申請要件に該当する民間教育訓練機関はぜひトライアルテストへの参加をご検討ください。

平成29年度トライアルテストWEBサイト
(<http://jamote.jp/trial2017/>)



お申込み・お問合せ

一般社団法人
人材育成と教育サービス協議会

トライアルテスト事務局：八木、甲斐
TEL 050-7530-3988
FAX 03-3552-5402
E-mail kourou2017@jamote.jp
受付時間 平日10時～17時

本資料の一部または全部を無断で転載・複製・配布するなどの行為を禁じます。著しく著作権を侵害すると判断した場合には、法的手段を持って厳格に対応いたします。